

報告第3号

委任専決事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月14日提出

栗東市長 野村昌弘

委任専決第2号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成30年12月8日に栗東駅前東口駐車場8番駐車場に駐車中、駐車場ガードと接触し、車両を損傷した事故に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和元年5月29日

栗東市長 野村昌弘

損害賠償額 93,514円

報告第3号資料

栗東駅前東口駐車場8番駐車場に駐車中、駐車場ガードと接触し、車両を損傷した事故

事故発生日時 平成30年12月8日 午後5時00分頃

事故発生場所 栗東駅前東口駐車場 栗東市糺二丁目地先

相手方 新地寛和

相手方損害額 修理代 93,514円

事故発生状況及び経過

栗東駅前東口駐車場に車を駐車中、駐車ガードと接触し、車両が損傷した。

平成30年12月 8日 事故発生、警察より宿直へ連絡
12月10日 相手方に事故について電話連絡。相手方と協議
保険会社と保険対象の有無について協議
12月11日 駐車場保守点検業者と立会。駐車場ガードの作動に異常がないこと
を確認
保険会社に駐車場の状況を伝え、保険対象の有無、損害賠償額につ
いて協議
12月13日 保険会社と車両の修理手段について協議
相手方に車両の修理について電話連絡
平成31年 2月18日 保険会社より車両修理が完了した旨の報告を受ける。
2月25日 保険会社に今後の相手方との進め方について協議
3月20日 保険会社より示談についての進め方について連絡を受ける。
令和 元年 5月29日 相手方と示談が成立
損害賠償額の専決処分

市から相手方への損害賠償金 93,514円

(市の過失割合100%)